令和４年８月４日

厚生労働省医政局長
　榎 本 健 太 郎　殿

公益社団法人日本医師会
常任理事　釜　萢　　敏

地域医療を支える看護職の養成に関する要望書

新型コロナウイルスの感染拡大・長期化は、看護職の養成にも大きな影響をもたらしています。地域の医師会立看護師等養成所では様々な工夫をしながら養成を続けていますが、入学希望者の減少や財政難等により、継続を断念する養成所も増えています。また、経済的に困難な学生も増えており、各地の養成所から支援を求める声が多数寄せられています。

看護職の養成については、看護系大学の増加・大学志向が顕著となっていますが、大学卒業者の県内就業率は全体的に低く、必ずしも地域の看護職の確保に直結しているとは言えません。また、都市部や大病院への偏在も問題となっています。地元の養成所で資格を取得し、その地域の医療に貢献する人材も必要です。医師会立の養成所卒業者は地元就業率が高く、かかりつけ医とともに地域の医療・介護を支えています。さらには、経済的に苦しい方も、安価な学費で看護職の資格を取得することができ、生活を安定させるセーフティネットの役割も果たしています。

しかしながら、財政難により養成所の運営をやむなく断念する医師会が急激に増えています。このままでは、早晩、医師会による准看護師・看護師の養成は立ち行かなくなり、引いては地域の医療・介護は成り立たなくなるとの強い危機感を持っております。

貴省には、これまで看護職の養成に関してご理解を賜り、指定規則や運営ガイドライン等に関しても現場の要望を踏まえてご対応いただき、感謝申し上げます。

引き続き、地域に根差した医師会立看護師等養成所の重要性をご理解いただき、各養成所が運営を継続できるよう、下記の事項について省を上げてご支援賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

１．　医師会立等看護師等養成所の財政的支援

① 地域医療介護総合確保基金の拡充及び「標準単価」の見直し

② 学校法人立の養成施設と同等の財政的支援

２．　経済的に困難な看護学生への支援の充実

① 各種奨学金制度の拡充

② 専門実践教育訓練給付金の要件緩和

３．　実習施設の確保に関する働きかけ

４．　看護職希望者の増につながるような積極的な広報活動

地域医療を支える看護職の養成に関する要望
～資料編～

令和４年８月

公益社団法人　日本医師会

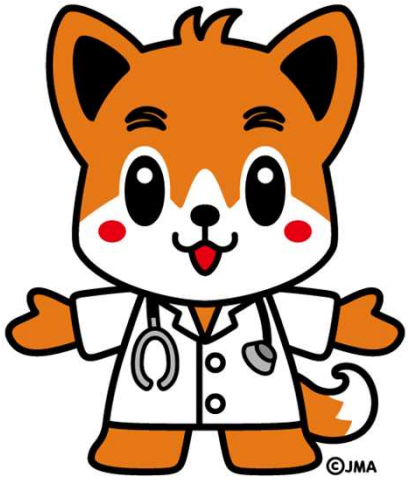

看護師・准看護師学校養成所（大学を含む）卒業者数の推移

平成元年から平成10年にかけては、卒業生の総数は増加していた。しかし、当時の准看護師養成停止運動を背景に、平成11年にカリキュラム改正が行われ（施行は14年）、准看護師養成所は著しく減少した。それに伴い、看護師２年課程も減少した。現在の准看護師養成所卒業者数は、平成元年当時の２割の水準にまで落ち込んでいる。

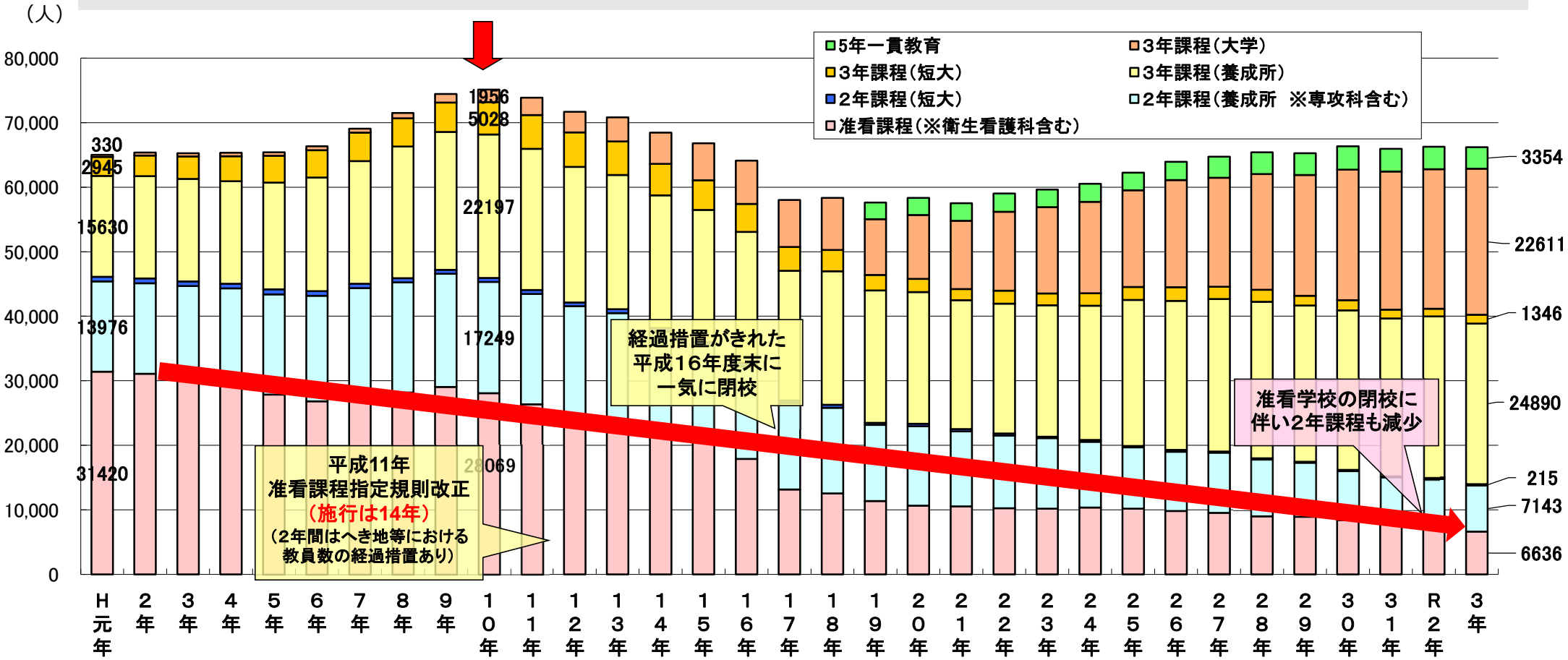

出典：看護関係統計資料集

看護師・准看護師の就業者数と就業場所

看護師の主な就業場所は、病院が７０％で、次いで無床診療所が１１％、介護施設が８％となっている。
准看護師の就業場所は、病院が３６％、次いで無床診療所・介護施設が２５％となっている。有床診療所の割合も看護師に比べ高い。

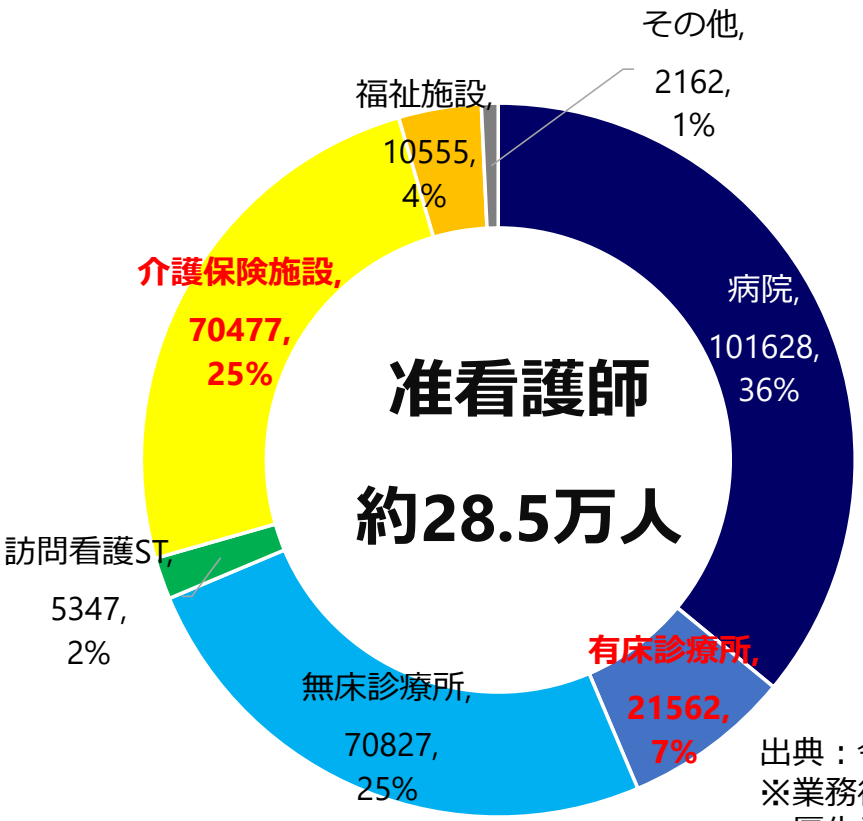

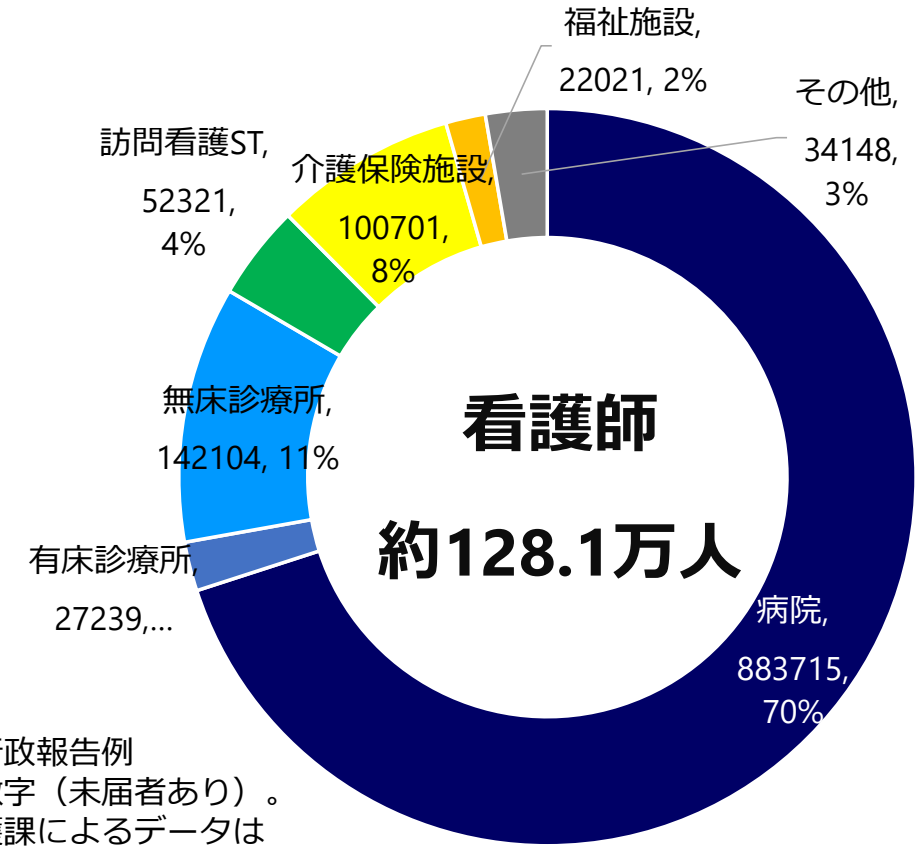

出典：令和２年度衛生行政報告例
※業務従事者届による数字（未届者あり）。
厚生労働省医政局看護課によるデータは
令和4年7月現在でまだ公表されていない。

日本看護協会「准看護師の業務に関する実態調査」報告書（令和４年３月）より

２．准看護師の雇用・募集および院内の配置状況

１）准看護師の雇用の有無とその理由

現在の准看護師の雇用については、「雇用している」が 87.8%であった。准看護師の雇用の理由では、「勤務歴の長い准看護師がいる」(80.6%) が最も多く、次いで「看護師が不足している」(53.6%)、「准看護師のキャリア支援（進学を前提）」（22.6%）であった。

表５　准看護師の雇用の有無

	件数	割合（%）
雇用している	4217	87.8
雇用していない	516	10.7
無回答	68	1.4
計	4801	100.0

表６　准看護師雇用の理由（複数回答）

n=4217

	件数	割合（%）
看護師が不足している	2261	53.6
准看護師が必要である	395	9.4
経営上の都合	444	10.5
勤務歴の長い准看護師がいる	3401	80.6
就学資金の貸与者である	466	11.1
准看護師のキャリア支援（進学を前提）	953	22.6
その他	201	4.8
無回答	19	0.5

都道府県別　有床診療所に就業する准看護師の割合

◆ 有床診療所に勤務する看護職員（看護師・准看護師）に占める准看護師の割合は、約３分の２の都道府県で４０％以上となっており、５０％以上の都道府県も１４件と、准看護師が非常に大きな役割を担っていることがわかる。
◆ 特に東北、北関東、中国四国、九州地方で割合が高い。

准看護師の割合	都道府県数
～１０％未満	0
１０％以上～２０％未満	0
２０％以上～３０％未満	4
３０％以上～４０％未満	１３
４０％以上～５０％未満	１６
５０％以上	１４

（平均　４３.７％）

（参考）

	就業者数
看護師	２７,２３９人
准看護師	２１,５６２人

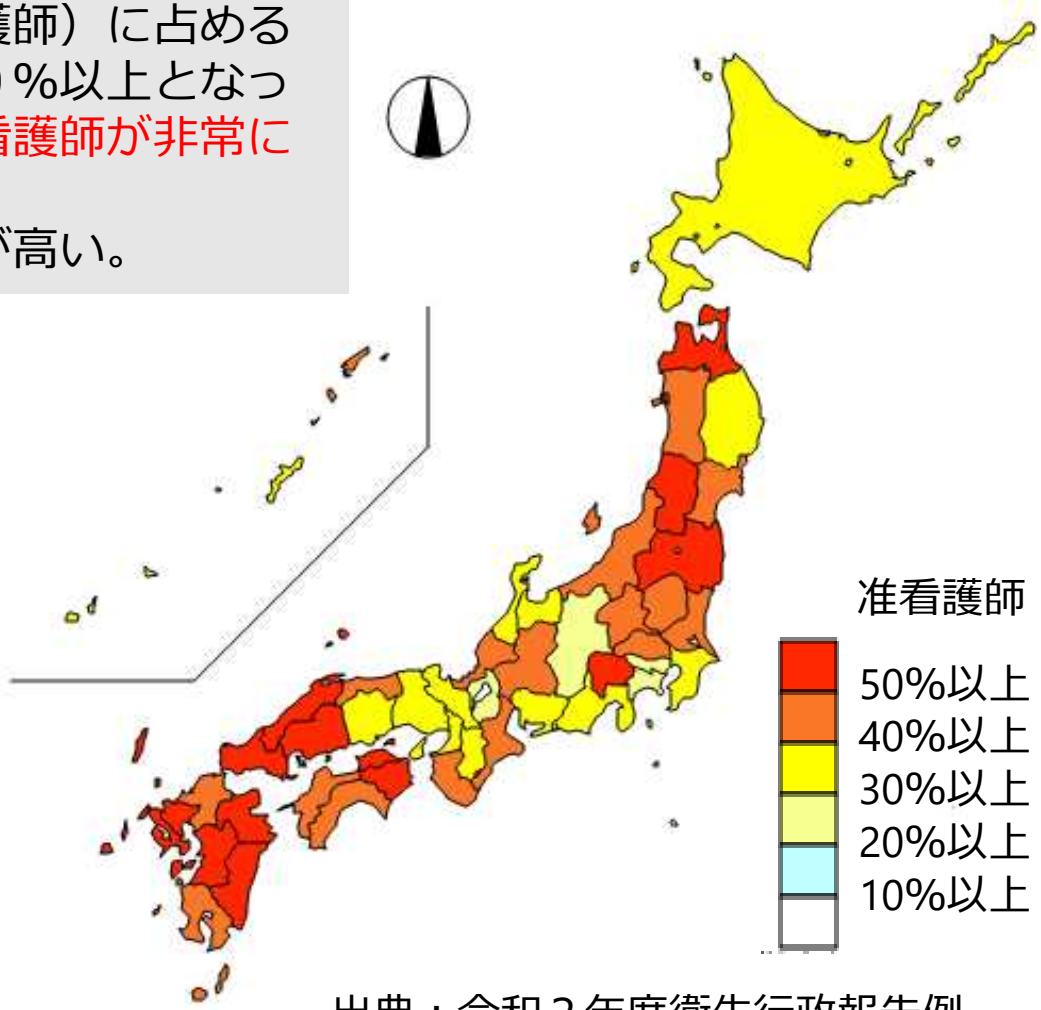

出典：令和２年度衛生行政報告例

都道府県別　介護保険施設に就業する准看護師の割合

◆ 介護保険施設に勤務する看護職員（看護師・准看護師）に占める准看護師の割合は、約３分の２の都道府県で４０％以上となっており、５０％以上の都道府県も１０件と、准看護師が非常に大きな役割を担っていることがわかる。

准看護師の割合	都道府県数
～１０％未満	0
１０％以上～２０％未満	0
２０％以上～３０％未満	3
３０％以上～４０％未満	１３
４０％以上～５０％未満	２１
５０％以上	１０

（平均　４２.７％）

（参考）

	就業者数
看護師	１００,７０１人
准看護師	７０,４７７人

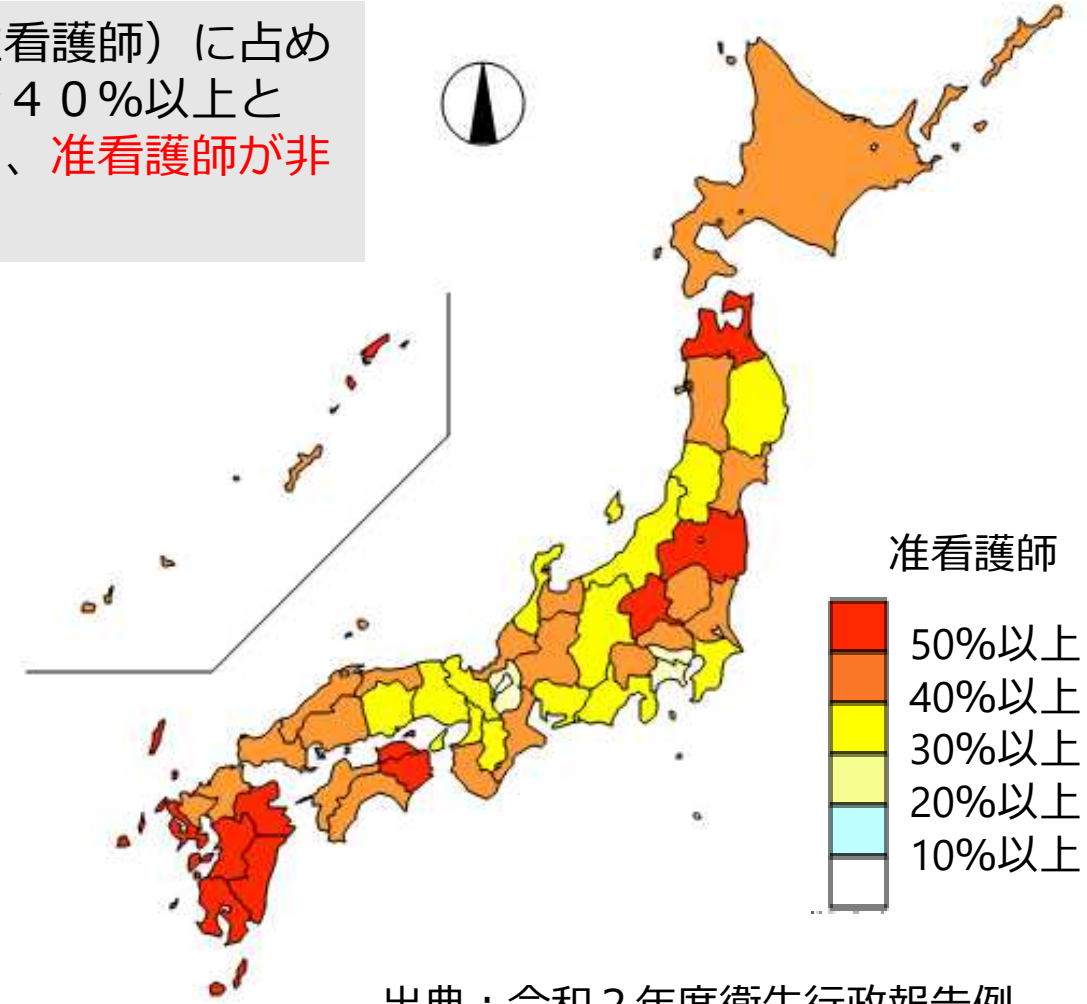

出典：令和２年度衛生行政報告例

都道府県別　看護系大学卒業者の県内就業割合

◆ 看護系大学卒業者で「看護師として就業した者」のうち、県内に就業した者の割合を見ると、平均58%で、４割未満の県もある。
◆ 一方、医師会立看護師等養成所（３年課程）の県内就業率は平均８割を超える。

大卒者の県内就業率	都道府県数
３０%以上～４０%未満	2
４０%以上～５０%未満	9
５０%以上～６０%未満	１６
６０%以上～７０%未満	１３
７０%以上～８０%未満	5
８０%以上	2

（平均　５８.２%）

（参考）

大卒　県内就業	大卒　県外就業
１２,０９１人	6,９３３人

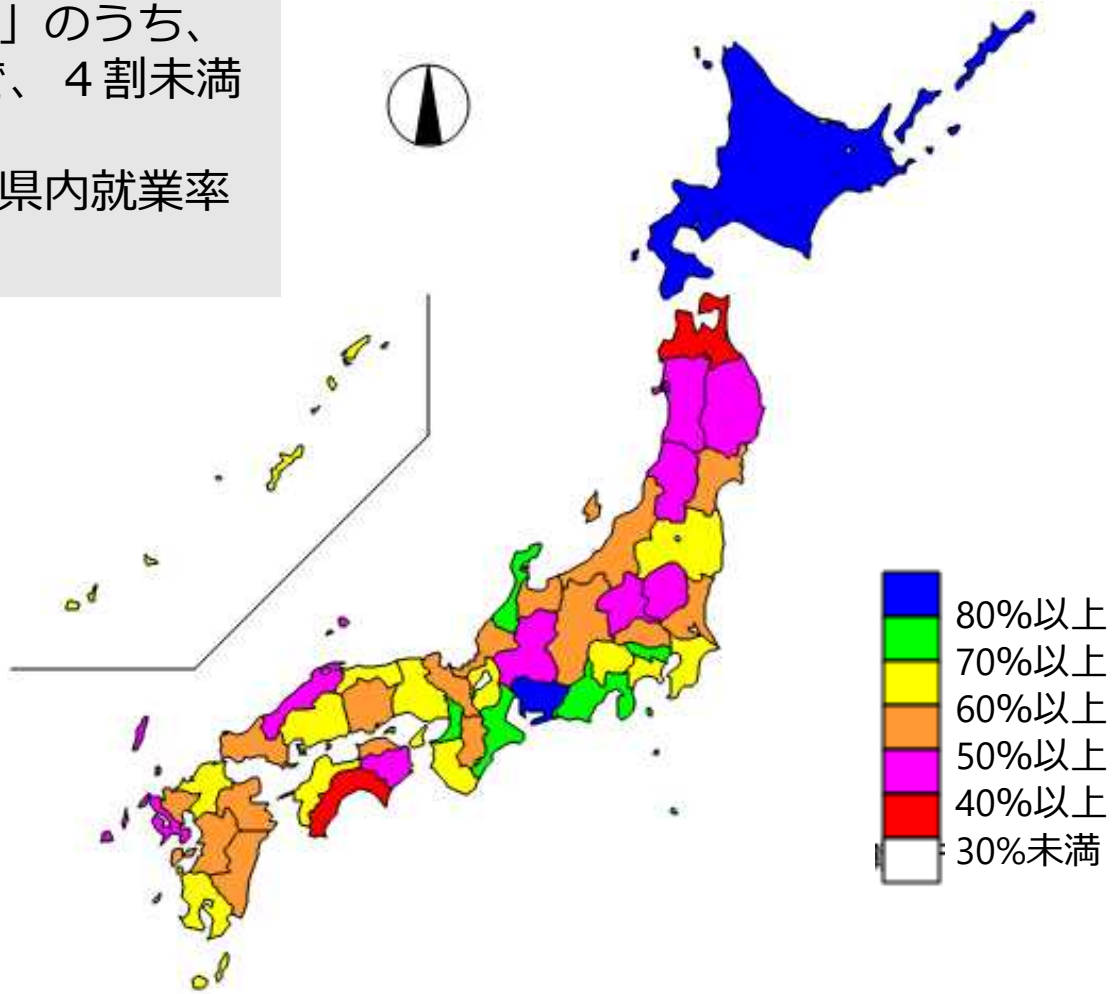

出典：令和３年看護関係統計資料集

直近の医師会立看護師・准看護師養成所数の推移

准看護師課程は特にここ２年で閉校に向けた動きが加速しており、２年間で25校の減、5年前の2017年度比では42校の減となっている。看護師２年課程も同様であり、2022年度以降に募集停止、閉校が決定している養成所は9校となっている。

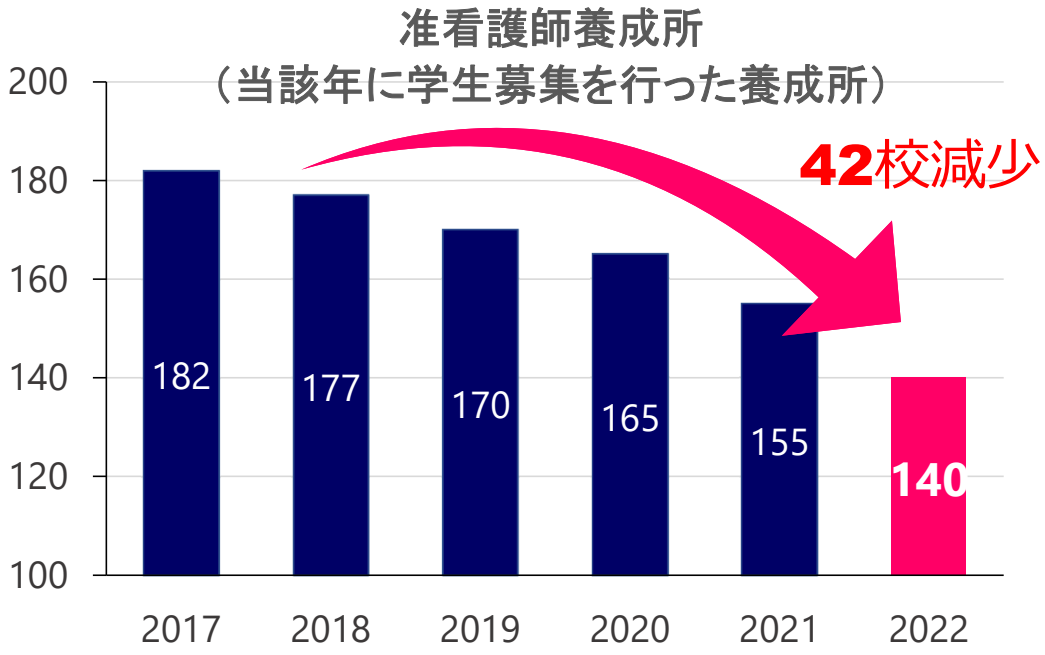

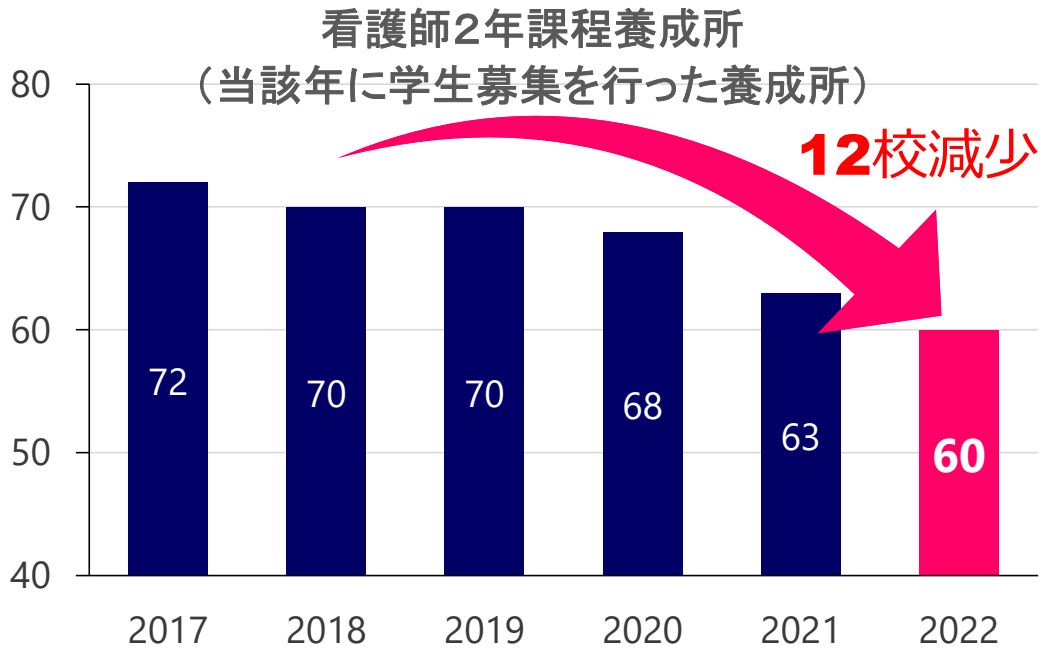

2022年度以降に募集停止、閉校が決定している准看護師養成所 ▶ **15校**

2022年度以降に募集停止、閉校が決定している看護師２年課程養成所 ▶ **９校**

令和４年医師会立助産師・看護師・准看護師学校養成所調査

医師会立看護師等養成所が抱える課題

- 入学希望者の減少（少子化、大学志向、学生の資質の低下）
- 財政難（医師会の負担増）
- 専任教員、講師の確保困難
- 実習施設の確保困難（看護系大学の増加、新型コロナの影響）
- 施設の老朽化　　など

医師会立看護師等養成所が果たしている役割

- 医師会立養成所は、卒業生の多くが地域の医療機関や介護施設等で就業し、地域の医療・介護人材の確保に大きく貢献している。特にへき地、人的流入の少ない地域での看護師の確保は容易ではなく、地域で唯一の養成所として、准看護師・看護師の輩出に尽力している医師会もある。
- また、准看護師養成所は、社会人等で新たに看護職を目指す方のニーズに応える役割や、資格を取得して看護職として働くことで生活を安定させるセーフティネットの役割も果たしている。

令和３年度看護職養成に関する調査（日本医師会）

新型コロナ対応における医師会立養成所としての活動、貢献

医師会立養成所として、新型コロナに関する活動、貢献があったかを尋ねたところ、約４割の養成所（83医師会）で、教職員や学生がワクチンの集団接種会場での業務に協力していた。

内　容	医師会（※複数回答）
ワクチン接種会場の提供、接種業務への協力 • 学校施設を集団接種会場として提供 • 教員によるワクチン接種、希釈、状態観察業務への協力 • 職員、学生による誘導や受付業務への協力 • 集団接種の予行演習での患者役等の協力 • 歯科医師のワクチン接種における技術指導　など	８３
宿泊療養施設への出務、自宅療養者の健康観察業務（電話対応）への協力	7
物品提供・貸与 • 筋肉注射モデルの貸し出し • マスク、防護エプロン、キャップ等の提供　など	7
発熱外来、ＰＣＲ検査センター業務への協力	4
保健所業務の支援	2

令和３年度看護職養成に関する調査（日本医師会）

地域に根差した看護職養成継続のための要望事項

要望１

医師会立看護師等養成所への財政的支援

① 地域医療介護総合確保基金の拡充及び「標準単価」の見直し

② 学校法人立の専門学校と同等の財政的支援を

要望２

経済的に困難な学生への支援の充実

① 各種奨学金制度の拡充

② 専門実践教育訓練給付金の要件緩和

要望3

実習施設の確保に向けた施策の実施

要望４

看護職希望者の増加に向けた積極的な広報活動

要望１

医師会立看護師等養成所への財政的支援

① 地域に根差した看護職の養成のため、地域医療介護総合確保基金の拡充及び「標準単価」の見直しをお願いしたい。

背景

◆ 地域医療介護総合確保基金により養成所の運営費補助が行われているものの、赤字運営である。医師会本体から多額の繰り入れを行っており、負担増により閉校が増えている。

◆ 平成29年に「標準単価」が示されたが、その後、カリキュラムの見直しなど教育内容の充実に向けた取り組みや、新型コロナウイルス感染症への対応など運営環境の変化もあることから、標準単価を大幅に見直し、養成所の運営が継続できるよう支援をお願いしたい。その他、基金において、看護職養成に関する事業の積極的採択をお願いしたい。

【平成29年以降の運営環境の変化】
- 新カリキュラムへの対応
- 「運営に関する指導ガイドライン」で、専任教員の教務事務等を支援する事務職員を配置するとされた。カウンセラーの配置なども対応。
- 実習謝金の値上げ
- 新型コロナウイルス感染症対応（遠隔授業環境の整備、学内演習対応等）

＜要　望＞

- 地域医療介護総合確保基金における看護職養成に関する事業の積極的採択
- 養成所運営費補助にかかる「標準単価」の大幅な見直し

参考

看護師等養成所運営費補助事業　補助基準額（現・標準単価）の変遷

平成29年度に示された標準単価は、概ね平成16年度の水準から変わっていない。国庫補助時代は、人事院給与勧告に伴う増減（①～③）があったが、地域医療介護総合確保基金に移行後の標準単価は、社会情勢や求められる教育環境（カリキュラム改正等）を踏まえた対応とはなっていない。
（平成23年度に②が大きく減額されたのは、政府の「予算一律1割カット」の方針の影響。）

実習費にかかる補助。
現場では実習費の値上げが起こっている。

【例　准看護師養成所の補助基準額】

（千円）

	①養成所 １か所あたり	②専任教員増員分	③事務職員分	④生徒にかかる分	⑤へき地等
平成14年度	8304	2275	536	生徒数×14500円	973
⋮					
平成16年度	8066	2205	536	13300円	973
⋮					
平成20年度	8080	2211	536	13100円	973
⋮					
平成23年度	8080	1842	536	13100円	973
⋮					
標準単価	8080	1842	536	13100円	973

平成25年度まで
国庫補助事業

平成26年度より
基金へ移行

参考

厚生労働省　看護基礎教育検討会報告書（令和元年10月15日）

Ⅸ　今後の課題等について

（略）

なお、検討過程において構成員からは、以下のような様々な課題が指摘された。

○ 今回の改正により教育内容が充実されることに伴い、看護教員の教育実践能力の向上や養成所の教員の負担軽減、養成所の教育環境の整備を図ることは重要であるため、看護教員の研修受講費用や、業務支援システム等の情報通信技術（ICT）の活用や学生へのカウンセリング等に関して支援が受けられる体制の確保等に向け、都道府県等に対して、財政措置を求めていくべきである。

○ 実習施設の確保が困難な養成所に対する都道府県の支援は重要である。都道府県においては、養成所と実習施設との情報共有の場を設けるなど、実習施設の適切な確保に向けた調整や支援にさらに取り組むことが求められる。

要望１　医師会立看護師等養成所への財政的支援

② 学校法人立の専修学校と同様の財政的支援をお願いしたい。

背景

- ◆ 新型コロナの対応では、文部科学省の令和２年度補正予算及び第二次補正予算において、遠隔授業を行うための機材整備等の補助事業が創設されたが、専修学校については学校法人または準学校法人立に限定された。
- ◆ 学校法人、準学校法人立は、文科省予算において、耐震補強工事に関する補助なども受けることができる（私立学校施設整備費補助金）。
- ◆ 各地域医師会や医療法人では、医療人材の確保という社会的要請に応えるべく、助産師・看護師・准看護師養成所を運営しているが、学校法人立ではないため、こうした補助を受けることができない。

＜要　望＞

- ● 看護人材の確保という同目的の事業であり、学生の学びの公平性の観点からも、学校法人・準学校法人以外の設置者に対しても、同様の財政支援をお願いしたい。

要望２　経済的に困難な学生への支援の充実

① 経済的理由で看護職の道を諦めることのないよう、奨学金制度の拡充をお願いしたい。

背景

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯収入やアルバイト収入の減少など、経済的に困窮する学生が増えている。看護師等修学資金貸与事業が実施されていない都道府県があり、また金額も国庫事業時代の金額（30年近く前）と変わっていない都道府県がほとんんどで、十分でない。
- ◆ 国の「高等教育の就学支援新制度」や日本学生支援機構の奨学金は、専修学校高等課程や各種学校である准看護師養成所は対象外となる。また、対象者も高校新卒あるいは卒業後２年以内の者となるため、社会人等新たに看護職を志す者の多くは受給できない。
- ◆ 令和３年度に実施された「学生支援緊急給付金」も、専修学校は専門課程に通う学生に限定されていた。

＜要　望＞

- ● 看護師等修学資金貸与事業の確実な実施と増額をお願いしたい。
- ● 公的な奨学金の対象に、准看護師養成所（専修学校高等課程、各種学校）に通う学生を含めていただきたい。

参考

１．看護師等修学資金貸与事業　実施状況（各都道府県庁ホームページより）

△

◆ 実施していない都道府県がある（大阪府、岡山県、佐賀県など）
◆ 金額が30年ほど前と変わっていない都道府県がほとんどである（下記の表参照）。

	国公立養成所等	民間立養成所等
看護師	３２,０００円	３６,０００円
准看護師	１５,０００円	２１,０００円

（月額）

※国庫補助時代より金額が増額されている・・・岩手県、山形県、東京都、高知県など
看護師が特に不足している特定地域の医療機関（要件あり）の就業を対象とした枠または金額の上乗せあり・・・北海道、宮城県、福島県、石川県など

２．高等教育の就学支援新制度
３．学生等の学びを継続するための緊急給付金（令和３年度限り）
４．日本学生支援機構奨学金

×

◆ 専修学校（高等課程）、各種学校は対象外
◆ 高校新卒または卒業後２年以内の者が対象

准看護師養成所入学者は対象とならず、支援を受けられない
多くの社会人入学者は支援を受けられない。

参考

看護学生が利用可能な主な奨学金、給付金一覧

准看護師養成所
准看護学生

	学校種別		受給者	備考
	専修学校 専門課程	**専修学校 高等課程・ 各種学校**	**社会人**	
高等学校等就学支援金（高校生等への支援）		○	対象外	高校既卒は対象外
高等教育の修学支援新制度 （大学、専門学校等への支援）	○ 確認校	対象外	対象外	高校新卒、卒業後２年以内の者が対象
日本学生支援機構	○	対象外	対象外	高校新卒、卒業後２年以内の者が対象
学生支援緊急給付金	○	対象外	年齢要件なし	令和３年度限り
専門実践教育訓練給付金（雇用保険）	○ 指定講座		△	講座指定の要件を満たせない場合がある
看護師等就学資金貸与事業			○	都道府県や市町村で実施
公的職業訓練（ハロートレーニング）			△ 委託校	都道府県労働局(福島、群馬で准看養成所の委託事業有り)
高等職業訓練促進給付金			○	都道府県、市町村で実施 ひとり親対象
医療機関、医師会による奨学金			○	

准看護学生を受給対象者に

要件緩和を

増額を

要望２　経済的に困難な学生への支援の充実

② 「専門実践教育訓練給付金」の要件緩和をお願いしたい。

背景

- ◆ 准看護師養成所は、社会人等がセカンドキャリアとして新たに看護職を志す場合の受け皿の役割を担っている。社会人等にとって、「専門実践教育訓練給付金」の活用は非常に有用である。
- ◆ 一方で、専門実践教育訓練給付金指定講座の要件として、「当該修了者のうち専門実践教育訓練給付の受給者数」または「当該修了者にかかる入校者数に占める『就職者及び在職者数（訓練修了者に限る）』の割合（就業・在職率）が８０％以上であることが必要」とされている。特に准看護師養成所の場合、卒業後にさらに看護師資格を取得するために進学する者もいるため、上記の要件を満たすことが難しく、指定を受けられない場合がある（学生が給付金を利用できない）。進学し、看護師資格を取得した後には就業しており、給付金の主旨に適うものと考える。

＜要　望＞

- ● 准看護師・看護師養成所については、指定講座の要件である「就業・在職率８０％以上」に「看護師課程（保健師・助産師課程）への進学者」を含めていただきたい。

要望３　実習施設の確保に向けた施策の実施

養成所の実習施設の確保に向け、医療機関等に対する協力要請、施策の実施をお願いしたい。

背景

- ◆ 看護系大学等の増加により実習施設が競合し、争奪戦の様相を呈している。大学が優先される傾向があり、各養成所は実習施設の確保に苦慮している。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、実習施設側も受け入れに慎重になっている。実習前のＰＣＲ検査等の実施を求められることも多く、養成所や学生の費用負担が重い。
（⇒一部の自治体では、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による補助あり）
- ◆ 少人数でも受け入れをお願いするため、実習施設が分散・小規模化しており、教員の負担が増している。

＜要　望＞

- 実習施設に対する受け入れ要請、またインセンティブの付与について検討をお願いしたい。
- 看護学生や看護教員のPCR検査等に対する補助をお願いしたい。

要望４　看護職希望者の増加に向けた積極的な広報活動

コロナ禍で医療・看護への関心が高まっている今こそ、
看護職の魅力、やりがいを積極的にＰＲしていただきたい。

背景

- ◆ コロナ禍を経験し、現在看護師等養成所に入学してきている方は、より強い意思をもって看護職を目指していると思われるが、一方で看護職の大変さだけが強調され、看護職を敬遠している人もいると考えられる。（養成所からは、受験者が減少した、保護者が医療関係の進学先を敬遠しているとの声もある）
- ◆ 看護職のやりがい、喜びなどを伝え、看護職になりたいと思ってもらえるようなＰＲ活動を行っていただきたい。

＜要　望＞

- ● 小・中学生の頃から、看護職を将来の職業選択候補の１つとして考えてもらえるよう、効果的なＰＲをお願いしたい。
- ● 社会人等になっても、セカンドキャリアとして看護職を目指すことができることを積極的にＰＲしていただきたい。（ハローワークでの紹介を含む）

参考資料

日本医師会「令和３年度看護職養成に関する調査」結果（抜粋）

実施：令和３年１１月～１２月
（令和３年５月とりまとめ）

（1）医師会立養成所が地域で果たしている役割 （回答抜粋①）

- 卒業生の9割が地域に就職しており、地域医療に貢献している。（北海道）
- 地域の医療機関や福祉施設等では、准看護師に対するニーズがあるため、これに対応できる人材を育成している。（北海道）
- 准看護学科卒業生の約9割、看護学科卒業生の8割が県内に就職しており、地域医療を担っている。（青森県）
- 当地域の看護職の約半数を当校卒業生が担っている。地域医療を支えている主体である。（岩手県）
- 人的流入の少ない当地域にあって、診療所を含めて人材確保は至難を極める。その中で働きながら学ぶ2年課程定時制の役割は、当地域における医療従事者の確保に重要な役割を果たしている。（宮城県）
- 〇〇市医師会員のための看護師養成校とは考えていない。一人でも多くの准看護師・看護師を育成していくことが役割と考えている。すなわち、学力や経済力などで、大学やレギュラーコースへの進学は困難だが、看護師の適性が高い人間の受け皿になっていくことが、医師会立の看護学院の使命である。（茨城県）
- 高等学校等の既卒者や社会人など、一度看護以外の道に進んだ人が看護師・准看護師を目指したいと思った時に開かれた門戸となっている。（栃木県）
- 幅広い年齢層からの資格取得要望に応えている。医師会エリアの自治体に限らず、養成所のない地域居住者・医療施設の人材育成要望に応えている（埼玉県）
- 地域の病院の他、訪問看護や老人施設を中心に、地域医療を支える重要な役割を支えている。（千葉県）
- 働きながら通学できるため、社会の多様なルートから看護師を志望する者が増えてきている。セカンドキャリアという点で地域医療に根差した看護師が増えている。（東京都）
- 令和2年に市内の医療施設、介護施設、保育園等を対象にアンケートを行った結果、市内には1000人以上の看護従事者がおり、その3分の1が准看護師であった。また、看護師の中にも当学院の卒業生が多く、地域の医療・介護等への貢献度は大きいと自負している。（石川県）
- 県内の医療機関への就職率は、県内の養成所・大学の中で一番高く、地域医療に大きく貢献している。（福井県）
- 〇〇地域で唯一の看護師養成所として、地域へ看護師を輩出。看護師を目指す者の受け皿となっている。（福井県）

（1）医師会立養成所が地域で果たしている役割 （回答抜粋②）

- 地域の高校生・社会人経験者等に、安価に技術・知識を身につけ、資格を取得する機会を与えている。地域の医療機関への人材輩出に貢献している。（長野県）
- 介護事業所、病院、診療所から推薦を受け、准看護師の資格を取る学生や看護師を目指す学生が相当数おり、地域に果たす役割は大きい（岐阜県）
- 「地域社会に貢献し得る有能な人材を育成すること」を信念に、毎年100%の生徒を県内の医療機関や介護保険施設等に輩出している。（静岡県）
- 生活の苦しい家庭の方も働きながら看護師資格をとり、看護師として働く事で生活を安定させる事ができるセーフティーネットの役割も果たしている。即戦力となるような看護学生を継続的に増やしている。（愛知県）
- 今回のような非常事態の状況下において、看護師の役割は大変重要なものであり、地域に養成所があることで、その地域に貢献できる人材確保に協力することができている。（愛知県）
- 本校がなければ地域の看護師の供給は殆ど無くなり、病院医療は継続不能になる。（京都府）
- 経済的、時間的に大学進学はかなわないような社会人層の、学び直しの受け皿としての役割を担っている。（広島県）
- 当医療圏での唯一の看護師養成所として、地域社会の人々の健康と福祉に貢献できる看護師の育成に尽力している。（山口県）
- 諸事情で新たに看護職に就きたい方のニーズも多く、地域の医療機関及び介護施設に看護師としてのワンパワーを供給している。（香川県）
- 准看護師を必要とする医療機関への紹介、介護職員を准看護師に養成させたいと考えている施設からの受け入れなど、地域のニーズに応えている。（香川県）
- 〇〇地域はへき地で、雇用の場が限られる。その中において医療関係施設は数多く存在しており、新卒・既卒者を問わず地元で准看護師の資格取得ができる就学の場を提供している当校の地域貢献度は大きいと考える。（熊本県）
- 近隣に養成機関が無く、本校の卒業生が地域の医療を担っている。（大分県）
- 定時制であり、働きながら通学ができ、社会人も多く受け入れていることから、社会人の資格取得、キャリアアップにつながっている。地元就職率が高いことから、地域医療に貢献できている。（宮崎県）

２－７（３）　厚生労働省への要望

【概要】

最も多かった要望は、養成所に対する財政的支援と、学生個人への支援である。多くの養成所では、授業料と補助金だけでは赤字であり、医師会の財政負担は年々増加し、養成所の存続が危ぶまれる状況にある。教育の充実のためにも、補助金の増額が必要である。また、コロナ禍の影響もあり、経済的に苦しい学生も増えているが、特に准看護学生は奨学金、給付金の支援が受けられていないとの指摘が多く寄せられた。

＜主な要望　～養成所への財政的支援・学生への経済的支援～＞

◆ **看護師等養成所運営費補助金の大幅な増額、学校法人と同様の補助、新カリキュラムに対応するために必要な経費への補助等**

（例）　・教務事務を配置するための費用の補助
・スクールカウンセラーを配置するための費用の補助
・実習費の値上がりが著しいため、「生徒にかかる分」の単価の増額（現行　１人あたり15500円）

◆ **専門実践教育訓練給付金の要件緩和**

（特に准看護師養成所は進学者が多いため「就職・在職率80%以上」の要件を満たすことができない。 ⇒学生が利用できない。）

◆ **奨学金制度の充実**

（准看護学生は日本学生支援機構の奨学金すら受けられない。都道府県によっては「修学資金貸与事業」を実施していない。
貸与額も30年以上変わっていない。）

◆ 補助金事業は養成所が使いやすいものにしてほしい。

※回答の詳細（抜粋）は、次ページ以降に掲載

厚生労働省への要望　①養成所に対する財政的支援

- 看護師等養成所の健全かつ安定的な経営を図るためには、運営費補助金の増額が不可欠である。
- 働きながら看護師の資格が取れる看護師養成所は社会に看護師を供給する場のみならず、生活の苦しい家庭の方も働きながら看護師資格をとり、看護師として働く事で生活を安定させる事ができるセーフティネットの役割もあるため、ぜひ安定した経営のできるような補助金を捻出していただきたい。
- 新カリキュラムでは、「教務事務の業務を支援する事務教員を配置すること」となっているが、その分の人件費も補助金の対象としてほしい。
- コロナや地域包括やワクチン接種で看護職のニーズは高まっている。しかし教育の場に人が集まらない。このままでは日本の医療・福祉は立ち行かなくなってしまう。私学の看護養成校は定員割れ傾向で閉校するところが後を絶たない。存続するためには運営資金が必要である。
- 地域の医療体制を確保するには准看護師が必要で、学校を維持するには補助金の増額が急務である。
- 当会が運営する看護師養成所は昼間定時制である。社会人経験の入学者が約6割（准看課程直近5年平均）を占めるなど学び直しの場となっており、ハローワークを通じた助成金によって就学可能となった学生も少なくない。働きながら看護師資格を取得できる機会を無くすべきではなく、入学者に対する助成の拡大、講座認定条件の緩和、事業運営に対する補助金なども検討いただきたい。このままでは自助努力で対応できない状況も想定され、事業が成り立たなくなるとの懸念が大きい。
- 新カリキュラムに対応するために演習・実習に必要な施設設備やICT教育に必要な設備等、初期投資費用が膨大にかかり、維持費もかかる。学生にパソコン等の必要物品を購入してもらうことは現実的には難しい状況がある。学生が効果的な教育を受けることが出来るために必要な資金が学校単体では足りない。支援をお願いしたい。
- 看護大学が急速に増え、専門学校の存続が危ぶまれる。3年課程専門学校の教育充実、設備拡充のための補助金を各県に分配してほしい。大学教育との格差是正のために重要である。

厚生労働省への要望　①養成所に対する財政的支援　（つづき）

- 学校法人の専門学校に対しては、文部科学省から手厚い補助制度がある。医師会立の専門学校に対してもこれと同等の補助制度を設けてほしい。
- 臨床推論の能力を身に付けるための、シミュレーション教材購入について補助して頂きたい。
- 数年に一度の看護師養成所の実習機材整備等に係る補助金がいただけていない状況。年度予算では余裕がなく、機材の更新が難しい。補助金をお願いしたい。
- 各補助金の使用目的を養成所が真に必要なものにしてほしい。（コロナ禍による実習補完事業、看護職員卒後フォローアップ研修事業などは使用しづらい）
- コロナ禍の補助金等は制約が多く、活用できていない（例えばICTへの補助金など活用できなかった）
- オンライン授業や電子版テキストに対応できるよう、PCやタブレット購入の補助
- 実習料の値上がりが尋常ではない。他の病院を探しても、どの病院も看護大学生、看護短大生、専門学校生の実習が年間隙間なく入っており、施設変更もできない状況下にある。現在、看護師養成所運営補助金の学生1人当たりの単価は15500円であるが、単価の値上げをお願いしたい。
- 近年、精神的な理由により休学・退学者が多くスクルーカウンセラーの出動回数を増やす予定にしているため、スクールカウンセラー手当について補助金項目を追加してほしい。
- 本校は社会人からの転換者も多く社会貢献しているが、学生が集まらず、進学課程コース併設が必須と考えている。しかし財政負担が大きいため何らかの援助を希望する。
- 過疎地域、小都市における看護師養成事業の必要性に理解を賜り、財政に応じた補助金の配分をして頂きたい。
- 北海道の看護養成所は札幌を中心とした道央圏に集中してきており、入学生もこれらへの流入者数が増加している。道央以外に所在する看護師養成所は定員減が顕著となる傾向にあるので、補助金や補助率をアップさせる等の財政的支援策の充実を切にお願いしたい。

厚生労働省への要望　②学生に対する経済的支援

- 県で実施している修学資金の増額を要望する（30年以上同じ金額）。
- 地域医療に貢献することを条件とした学生向けの就学資金制度を要望する。
- 学生への給付金（一律支給）⇒医療機関等での実習を踏まえ感染リスクを伴うアルバイトは禁止せざるを得ないため。
- 看護師になりたいという思いはあるが、金銭的に厳しい学生は増えている。何かしらの支援があるともっと学生は増えると思う。准看護師の養成校は奨学金の対象から外れていることが多いので、それらに加えて欲しい。
- 高等教育無償化（国の給付型奨学金）の対象を看護学生全員に適用して頂きたい。
- 様々な助成制度はあるが准看護師課程、特に各種学校は該当しないことが多い。専門学校と同様の助成をして頂きたい。特に奨学金など。
- コロナ禍で、学費等納入困難な学生（専門学生や大学生など）対象とした給付金などは、准看護学校は専修学校で中等教育の分類にあたり、対象外となり給付が受けられない。准看護学生の多くはお金を親にかけさせたくないと看護助手等で働きながら学んでいる。経済的理由で学業を断念した学生もあり、何とか同じく国の経済的支援を受けさせてあげて欲しい。高校生も受給できる学生支援機構（返済有）の奨学金すらも受けられない。差別としか思われない。学生達の80%ほどはそのまま2年課程に進み、看護師国家試験を取得し、多くは市内で看護師として活躍している。
- 本校の受験生の大半は社会人であり、シングルマザーなど経済的な基盤の弱い学生が多い。医療高等課程においても給付奨学金の充実をお願いしたい。
- 医師会立の学校を選択する人の多くは経済的に困窮している。中卒者の給付金は手厚いが、高卒者や社会人入学者に対する支援がない。佐賀県には看護師等修学資金制度がなく、当校独自の奨学金制度もないため、無利子の貸付制度があればありがたい。
- 専門実践教育訓練給付金の認定基準「入学者の80%以上の就職率」について、准看護師資格の性質上、さらに看護師を取得の為進学した学生も比率の中に含めるべきである。そもそも、准看護師を取らなければ、進学できないため、ステップアップする学生も含めるべき。

厚生労働省への要望　③カリキュラム、指定規則関係

- 中途半端なカリキュラム改正をするべきではない（例：現行カリキュラムの一部を領域横断する）。社会のニーズからすれば、発達段階別看護の科目立ては成り立たない。内科系、外科系といった科目立てに変更し、健康段階別（急性期、周手術期、・・・終末期）のカリキュラムとすべき。文科省のカリキュラム改正に引きずられる形で今回のカリ改正が起きていると思われる。もっと早く改正すべきだった。
- 地域、在宅看護論のカリキュラムに期待している。大学が実習場に多く入ってきており、カリキュラムの進度に合わせて実習をさせてあげられない。大学優先にならないようにしてほしい。
- 養成所におけるICT教育の在り方について、具体的に示してほしい。
- ICTの授業は小学生から教育が始まっている為、准看護学校で再度指導する必要がないのではないか。
- 看護学生、教員が余裕をもって学び合える時間や環境を整えてほしい。
- 20年ぶりのカリキュラム改正となったが、当校はスタッフ数が限られているため対応に苦労している。検討会などの方向性を出す時期ももう少し早くして頂けると助かった。コロナ禍が終息しておらず対応に注力しているという状況もあり、改正がもう1年先にしていただけたら余裕を持った対応ができたと思う。
- カリキュラム改正とコロナ禍とが重なり、非常に混乱時期のため、猶予措置等を暫定的に施行してほしかった。
- 講師の確保に難渋している科目があり、確保済みの他校の授業受講でも単位取得が可能になるなどの柔軟な対応をお願いしたい。
- 婦人科病棟、小児科病棟が少なく、現場での実習が困難な状況であるため、母子実習の法定時間の短縮を希望する。
- 小児、母性のように実習先確保が難しい実習についてのビデオ学習を認めるなどの対応をお願いしたい。

ビデオ学習は可能である。
※参照「母性看護学実習及び小児看護学実習における臨地実習について」
（平成27年9月1日　厚生労働省医政局看護課長通知）

厚生労働省への要望　④教員関係

- 看護教員養成研修を受講しやすい環境整備を進めてほしい（現状では、教員の数が不足し、県内で受講できる環境でなければ現実的に受講が難しい）。
- 教員養成講習会が5年毎に開催されているが、未受講者のモチベーション低下につながる。県外での受講となると派遣費用の負担が大きい。その派遣費用の補助、あるいは県内での講習会開催を要望したい。
- 専任教員養成講習制度の改善として、地域枠を設けて確実に受講できるよう希望する。特にe-ラーニング研修。
- 大学等で看護教員の教育課程を充実させ、教員の資質を確保してほしい。
- 看護職の労働環境改善を語る際、看護職の養成所で勤務し、看護職を輩出している教員の待遇も含めてほしい。臨床の現場で働く人ばかりに焦点が当たっているだけでは離職に歯止めをかけられない。
- 看護師等の養成機関の教育は、学校内だけでなく臨床現場へ赴く必要があり、現在保健師助産師看護師法に規定されている専任教員数ではマンパワーが不足するので、専任教員数の規定数を増やしてほしい。
- 養成所の教員数の既定の増員、それに伴う国からの補助を要望（大学に比べ圧倒的に1人の教員が抱える役割が大きい。）
- 教育や学校運営等の専門家の出向または無償派遣
- 看護学校が果たしている社会的役割に鑑み、安定的な学校運営に資するような専任教員の能力向上のための施策経費（専任教員資格取得研修、ICT操作能力向上研修等）、施設設備の健全化を図るための事業経費等に補助・支援を行っていただきたい。

厚生労働省への要望　⑤実習関係

- 実習生の受け入れがスムーズにいくような施策を講じてほしい。
- 実習施設確保への介入（病院への働きかけ）、実習受入施設への補助
- 実習病院の基準の見直しや受け入れ義務化など、思い切った制度を作っていただきたい。医療過疎地域の地域医療を支えるために、医療者の善意に頼って運営しているが、それだけでは限界があることをご理解いただきたい。
- 実習を受け入れることについての診療報酬点数など、優遇措置を求める。
- 看護学生にコロナワクチン接種やPCR検査の条件を付けた受け入れは、県内でも多くの実習病院が求めている。ワクチンは任意であって強制でないとはいうが、半ば強制的に打っている状況であると考える。是非、実習病院の実態調査を行って頂き、学生に実習受け入れが、スムーズであるように希望したい。
- 実習施設からPCR検査を求められた場合、無症状者であっても無料で検査を受けられるようにお願いしたい。
- 看護学生や看護教員へのPCR検査・抗原検査の補助金をお願いしたい。
- 医療従事者ワクチン接種時期に関して、ワクチン接種を受けないと臨地実習に行けない中、看護教員は取り残されている印象でした。看護教員も医療従事者として考えてほしい。
- コロナ禍において、養成所の教員及び学生はワクチン接種等の場合、医療従事者扱いとされたい（実習に配慮）。

看護教員、看護学生についても、医療従事者等に準じた扱いが認められている。
※参照「接種順位が上位に位置づけられる医療従事者等の範囲について」
（令和3年2月16日　厚生労働省健康局健康課長通知）
⇒通知中の「医学部生等」の取扱い参照

厚生労働省への要望　⑥今後の看護職養成の在り方

- ３年課程で１０２単位の看護師養成は限界がある。できるだけ早く4年制に移行することを要望する。
- 看護師の質の担保：准看制度の廃止、看護師教育は大学化へ、看護師への道は一本化すべきである。
- 国は看護師養成について、明確なビジョンを持っているのか全く分からない。看護師（准看護師を含む）ほど、多種多様な養成コースが乱立している国家資格、公的資格は存在しない。今後も看護師、准看護師のダブルスタンダードで行くのか、将来的には一本化していくのかさえ不明である。このコロナ禍で看護師不足が、いかに大きな問題であるか、国民の目にも明らかになっている。今後の看護師養成の方針について、我々に１日も早く明確に提示していただきたい。
- これからの准看護学校存続の方向性を明示してほしい。
- 看護大学やレギュラー課程は、入学のハードルが高く、看護の道への選択肢を減らしてはいけないと思う。
- 卒業後の地域就職率が高いため、准看護師養成所の必要性を感じています。准看護学校を廃止しないでいただきたい。
- 特に地方に於いては、地域医療を担う准看護師の存在意義があり重要な職種である。しかしながら、傾向として准看護師養成所の閉校が後をたたない。コロナ禍で様々な視点から注目された看護職者はもとより、看護職者養成校を国として守る支援制度の拡充を求めたい。
- 本学院のように、働きながら資格を取りたい社会人が多くいる中で、准看護師の養成をどのように考えるのか。各養成機関に任せてよいのか考えてほしい。
- 働きながら学べる3年課程の養成所を増やし、看護師を志望する道を広げてほしい。
- 准看護師教育を廃止しないのであれば、修業年限２年間を３年間に延ばしてほしい。

厚生労働省への要望　⑥今後の看護職養成の在り方　（つづき）

- 准看護師科の受験資格の見直し。期待される看護職を育てるのに、昔のままの中学校卒業の受験資格で良いのか。看護職の人員確保のためにも准看護師科の存続を支えていただけないか。
- 入学者資格の変更（中学校卒業→高校卒業）。単位制の導入。
- 本学院も数年前から入学者が減り、これからも増加の見込みもなく閉校することになったが、このような状況は全国的なものと思われ、もはや、医師会等が看護学校を経営し准看護師・看護師を養成することは限界である。これからは、国・県等の行政が責任を持って運営して行くべきである。
- 通信制の養成所の開設により、２年課程への進学希望者が減っている。４年制での教育を推進していることと逆行しているように思う。
- このままでは准看護師養成校は無くなり、社会人からの看護師養成の道が絶たれ、看護師不足が加速して地域医療が崩壊する最悪のシナリオとなる。准看護師の魅力を高める思い切った転換が必要である。そこで、国家資格化と名称変更を提案する。国家資格者の一員として他の看護介護職と並列の関係で認知され、かつ従事する業務の現状に合わせて、「准」を無くし、例えば「外来看護師」や「介護看護師」、「地域包括ケア看護師」といった名称に変更してはどうか。「〇〇ナース」とするのも一案。名称変更することで改めて注目されるとともに、看護介護職を志す若人の志願先の一つとして魅力あるものになるのではと考える。

厚生労働省への要望 ⑦その他

- 看護師国家試験を各県又は隣接県で開催してほしい。
- 文部科学省を含めた要望となるが、少子高齢化の中、地方の看護学校は学生の確保に苦慮しており、その理由の一つとして大学等の看護学部等の増加があると考える。今後、看護学部等の新設・増設の認可は慎重に検討頂きたい。
- 看護大学の新設が相次ぎ、経済的に余裕のある新卒の学生は大学に流れる傾向がある。新卒生徒数と看護大学の定員数のバランスを考えていただかないと、准看護師を選択する学生がますます減ってしまう。
- 中学高校、ハローワークなどでの紹介など、看護職を目指す人を増やすための広報をしていただきたい。
- 少子化時代に看護職を目指す人が少ない。賃金等を含めた処遇改善が必要である。
- コロナ禍で露呈した看護職員の過酷な労働環境に、より理解を深めていただきたい。そして、看護職員養成の意義を理解し、政策上の配慮、とりわけ財政支援を強化してほしい。
- へき地における看護の質を保証するため、へき地での看護職員の待遇を現場レベルで検討して欲しい。看護を必要とする人の数に対して、圧倒的に人手が不足しており人材が疲弊し辞めてしまう負のサイクルが存在している。よい看護を行いたいとの志を持っていても心折れてしまう現状である。へき地で就労してくれる人材を確保するためにも資格取得後に魅力のある職業環境を整えて欲しい。
- 看護師免許の更新制度についての検討（潜在看護師が働きたいのか、もう看護師として働きたくないのか、または働けないと認識しているのかを、免許の更新制度で管理が可能となると考える）。また、更新するためには卒業後研修などを受けて、常に最新の知識や技術で向上していることを証明するようなシステムで、質の維持が必要だと思う。
- 医療従事者を国民の健康を守るエッセンシャルワーカーとして考えた時に、今の人材派遣業者の在り方は、患者への看護の質を向上する方向では動いておらず、看護師を守る方向でも動いていないので、倫理的ではなく国からの規制や介入が必要だと思う。